

# 葛城市国土強靱化地域計画

令和 2 年 3 月

奈良県葛城市

## 【 目 次 】

### I. 地域の特性

### II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

#### 1. 計画の位置づけ

#### 2. 計画期間

### III. 基本目標

### IV. リスクシナリオの設定

#### 1. 想定される災害（リスク）

#### 2. リスクシナリオの設定

### V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

### VI. 施策ごとの推進方針

〈別紙〉 推進方針の具体的な施策

# I. 地域の特徴

## 1. 葛城市の位置と地勢

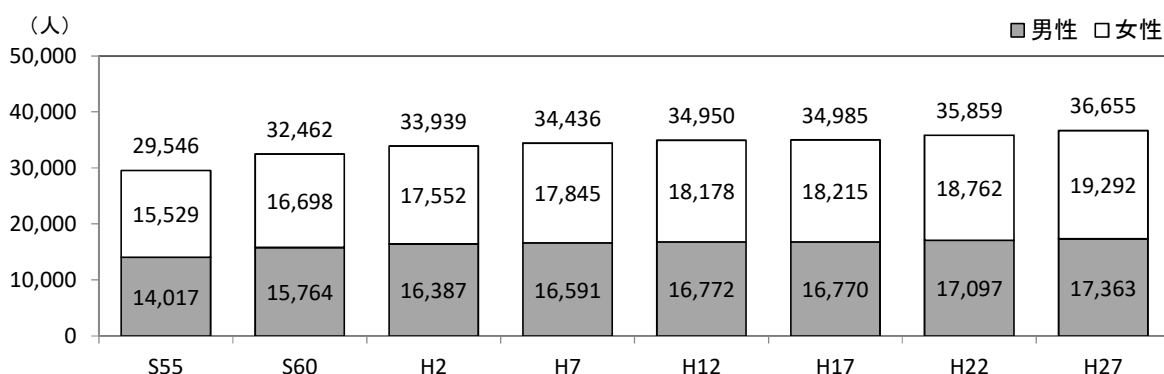
葛城市は奈良県の北西部、金剛生駒紀泉国定公園の中程に位置する、葛城山、岩橋山、万葉集に歌われた二上山の麓にあり、西部の山地とこれに続く緩傾斜の山麓部さらに東部は大和平野の一部を構成する平坦部低地といった変化に富んだ地形となっている。

## 2. 気候の特徴

気候は、温暖な盆地気候で、平均気温は15℃前後、年間降水量は1,400mm前後と年間を通じて比較的温暖であるが、雨量が少ないことが特徴である。

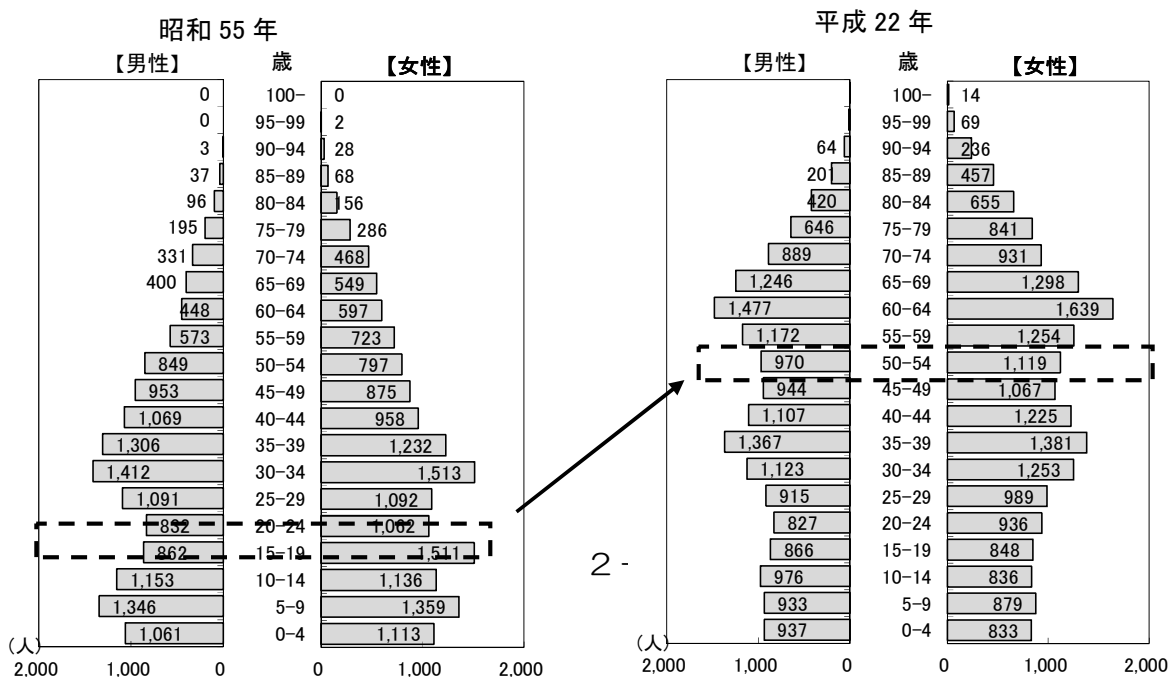
## 3. 人口の推移、年齢構成等

本市の総人口は昭和55年から平成27年の35年にわたって一定のペースで増加し続けており、未だ人口減少の傾向は現れていません。一方、人口ピラミッドによる人口構造の変化をみると、昭和55年には男女ともに30-34歳人口が最多であったのに対し、平成22年には男女ともに60-64歳人口が最多となっています。



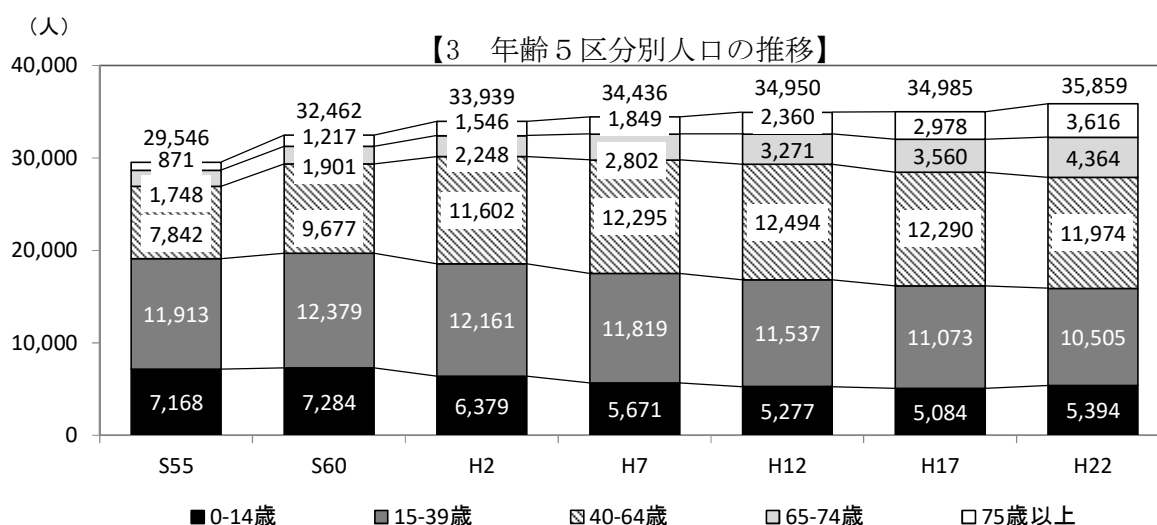
資料：国勢調査（平成27年は速報値）。なお、平成12年までは旧新庄町と旧當麻町の合算人口。

### 【2 人口ピラミッド】

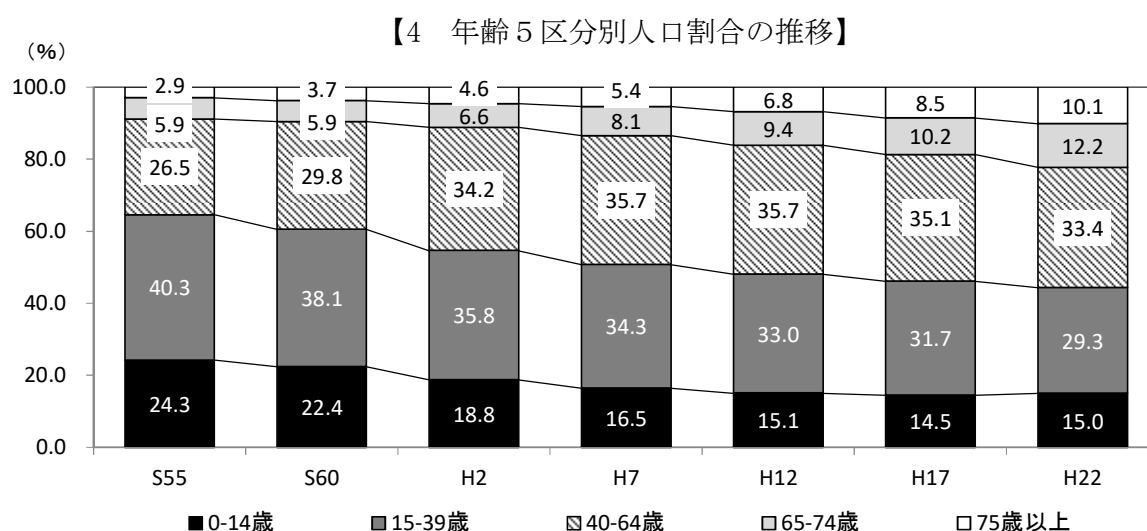


年齢5区分別人口をみると、年少人口（0-14歳）については昭和60年をピークに減少傾向が続いていましたが、平成22年には前回比で増加しています。生産年齢人口（15-64歳）については、15-39歳人口は昭和60年をピークに減少しており、40-64歳人口は平成12年まで増加した後、減少に転じています。高齢者人口（65歳以上）については、65-74歳と75歳以上人口がともに増加し続けています。

割合の推移をみると、高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める割合）は昭和55年の8.8%から平成22年には22.3%となっており、高齢化が進行していることがわかります。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

#### 4. 産業構造等

従業者総数は、平成12年から平成22年にかけて325人の減少となっています。第1次産業、第2次産業従業者数は10年間で減少し続けており、第3次産業従業者数も平成12年～17年で増加したものの、その後平成22年にかけて微減となっています。

また、平成12年以降サービス業の従業者は増加し続けており、平成17年以降では産業大分類別で最多となっています。これは、本市が第3次産業の集積する大都市圏のベッドタウンとなっていること、また、高齢化の進行によってサービス業の中でも医療・福祉分野の従業者数が増加していることなどが原因として考えられます。

【5 産業別従業者数の推移の表】

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年
従業者総数	16,220	15,969	15,895
第1次産業（構成比）	739（4.6%）	656（4.1%）	550（3.5%）
農林業	739	656	550
うち農業	733	654	546
第2次産業（構成比）	6,303 （38.9%）	5,408 （33.9%）	4,792 （30.1%）
鉱業	0	2	1
建設業	1,500	1,294	1,154
製造業	4,803	4,112	3,637
第3次産業（構成比）	9,157 （56.5%）	9,840 （61.6%）	9,730 （61.2%）
電気・ガス・熱供給・水道業	156	133	115
情報通信業	—	243	237
運輸業，郵便業	713	616	691
卸売業，小売業	3,218	2,985	2,551
金融業，保険業	512	376	363
不動産業，物品賃貸業	145	145	203
サービス業	3,782	4,720	4,933
学術研究，専門・技術サービス業	—	—	389
宿泊業，飲食サービス業	—	529	646
生活関連サービス業，娯楽業	—	—	456
教育，学習支援業	—	796	740
医療・福祉	—	1,383	1,703
複合サービス事業	—	185	128
サービス業（他に分類されないもの）	—	1,827	871
公務（他に分類されるものを除く）	631	622	637
分類不能の産業	21	65	823

資料：国勢調査。ただし、「—」の従業者数は市町村ごとのデータがないため未記入。また、平成12年の「卸売業，小売業」には飲食店従業者数も集計されている。

## Ⅱ. 国土強靱化地域計画策定にあたって

### 1. 計画の位置づけ

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本市地域計画は、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市の国土強靱化の指針となるものである。また、葛城市総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

### 2. 計画期間

本市地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和5年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

## Ⅲ. 基本目標

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

I 人命を守る

II 住民の生活を守る

III 迅速な復旧・復興を可能とする。

## Ⅳ. リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本市に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本市及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

## 1. 想定される災害（リスク）

住民の生活・本市の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

### (1) 地震

#### ① 内陸型地震（中央構造線断層帯）

##### ○地震動（揺れ）

- ・市内で震度7の揺れが想定されている。

##### ○人的被害

- ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの。
- ・負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの。

[死者：約248人、負傷者：約461人、死傷者：約709人]

##### ○建物被害

- ・建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの。

[全壊：約5,879棟、半壊：約2,749棟、全・半壊計：約8,628棟]

##### ○避難者数（最大と見込まれる1週間後）

約11,100人

##### ○その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い。
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる。

#### ② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成24年8月及び平成2

5年3月に取りまとめられた被害想定は以下のとおりである。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

<奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月 再計算）>

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※葛城市で想定される最大震度は基本ケース、陸側ケースとも震度6弱とされている。

<奈良県内における施設等の被害想定（令和元年6月 再計算）>

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン施設 被害	上水道（断水人口）	約120万人
	下水道（支障人口）	約97万人
	電力（停電軒数）	約88万軒
	固定電話（不通回線数）	約15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約930箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約810箇所
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人
帰宅困難者数		約13万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47集落



## (2) 水害 ～大和川大水害～

台風10号が紀伊半島の南海上を北上。昭和57年8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160ミ（観測開始以来2番目）、8月3日155.5ミ（同3番目）という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

本市においては、上記のような災害に見舞われた場合、大雨による河川の氾濫や排水路等からの溢水による浸水被害が想定される。

氾濫した場合には地域に対する影響が大きい葛下川、葛城川、高田川については、浸水想定区域が奈良県より公表されている。

本市では、浸水想定区域をハザードマップにより広く市民に周知している。

また、上記河川が氾濫するような大雨の場合には、すでにその他河川も氾濫しており、排水路等からも溢水していると想定される。

## (3) 土砂災害 ～紀伊半島大水害～

台風第12号が北上し、平成23年9月2日に四国に接近、3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して4日朝に日本海に抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い30日夜から雨が降りはじめたが、台風が遅かったため、9月4日の午前9時頃まで長時間継続した。

総降水量は、上北山のアメダスで1,812.5ミ、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では2,436ミが観測されている。また、72時間降水量も上北山のアメダスで1,652.5ミと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも1,303ミを記録するなど奈良県南部全域で経験したことがないような大雨となった。これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが4カ所で発生した。

本市においては上記のような災害に見舞われた場合、大雨による土石流、がけ崩れ、地すべりによる土砂災害が想定される。

土砂災害の発生源である土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）等については、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受

ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域が県により指定されている。

本市では、土砂災害（特別）警戒区域をハザードマップにより広く市民に周知している。

また、同様に土砂災害の発生源である山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）についても土砂災害を受ける範囲を把握しておく必要がある。

## 2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1から6までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類した。

### I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

### II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

### III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化

		<p>3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊</p> <p>3-4 食料等の安定供給の停滞</p>
4	ライフラインの確保	<p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態</p> <p>4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <p>4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>4-7 地域交通ネットワークが分断する事態</p>
5	二次災害の防止	<p>5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響</p> <p>5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生</p> <p>5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大</p>
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	<p>6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>

## V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本市の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

### 1. 地域強靱化の取り組み姿勢

- (1) 本市の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- (2) 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- (3) 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

### 2. 適切な施策の組み合わせ

- (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- (2) 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- (3) 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

### 3. 効率的な施策の推進

- (1) 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- (2) 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

### 4. 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- (2) 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- (3) 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

## VI. 施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するため推進方針は次のとおりとします。  
なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜、見直していく。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。</li><li>・地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。</li><li>・住宅用火災報知器設置については、引き続き戸別訪問していく。</li><li>・地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。</li><li>・消防関係車両の定期的更新を図る。</li><li>・防災士・救急救命士の計画的な養成等により救急・救助体制の充実を図る。</li><li>・大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。</li><li>・消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。</li></ul>
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・葛城市地域防災マップで浸水想定区域を周知する。</li><li>・洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。</li><li>・河川監視カメラの適正管理とCATV及びHPへ映像を掲載する。</li><li>・県と共に内水対策を促進する。</li></ul>
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・葛城市地域防災マップで土砂災害警戒区域を周知する。</li><li>・土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。</li><li>・土砂災害区域内住民への連絡体制を確立する。</li><li>・県と共に土砂災害危険箇所の対策を促進する。</li><li>・土砂災害特別警戒区域内にある避難所の取扱いの検討をする。</li></ul>
1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・「自らの命は自らが守る」意識を徹底、正しい避難行動を周知する。</li><li>・避難所での良好な生活環境の確保に努める。</li><li>・防災行政無線の維持管理に努める。</li><li>・Jアラート等の更新、維持管理に努める。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。</li> <li>・自主防災組織を主体とした訓練を実施する。 （避難行動訓練、避難所運営訓練等）</li> <li>・移動系無線機器を更新する。</li> </ul>
--	--

<b>2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施</b>	
2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。</li> <li>・非常食及び飲料水の備蓄を進める。</li> <li>・物資支援に係る協定の拡充を図る。</li> </ul>
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。</li> <li>・非常食及び飲料水の備蓄を進める。</li> <li>・災害時応援協定の拡充を図る。</li> <li>・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。</li> <li>・市道を拡幅するなどの整備を促進する。</li> <li>・孤立の可能性のある集落に設置している無線機の維持管理に努める。</li> <li>・孤立の可能性のある集落を対象に通信訓練を実施する。</li> <li>・ヘリポートの適正な維持管理を進める。</li> </ul>
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の規模や被災ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。</li> <li>・消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。</li> <li>・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。</li> <li>・自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。</li> </ul>
2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。</li> <li>・市道を拡幅するなどの整備を促進する。</li> <li>・長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。</li> <li>・ヘリポートの適正な維持管理を進める。</li> <li>・道路啓開計画を策定する。</li> <li>・各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。</li> <li>・各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。</li> </ul>

	<p>2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を策定し周知する。</li> <li>・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。</li> <li>・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。</li> </ul>
--	--

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。</li> <li>・職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。</li> <li>・業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。</li> <li>・災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。</li> <li>・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。</li> <li>・非常用電源を確保する。</li> </ul>
3-2 被災による治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察等と合同訓練が実施できるよう努める。</li> <li>・平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。</li> <li>・各自主防災組織が訓練を実施する様に務め、併せて防犯意識も高める。</li> <li>・県、市が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。</li> </ul>
3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路(国道、県道、市道)の整備を進める。</li> <li>・耐震化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。</li> <li>・地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。</li> <li>・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。</li> </ul>
3-4 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強靱化と整備を促進する。</li> <li>・食料等物資提供の協定の締結に努める。</li> <li>・物資輸送等に係る協定の締結に努める。</li> <li>・ヘリポートの適正な維持管理に努める。</li> </ul>

#### 4 ライフラインの確保

##### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- ・小型発電機を整備し適正に管理する。
- ・専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。

##### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- ・全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。
- ・防災行政無線について、緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。
- ・避難所、学校、保育所などの施設等に個別受信機を設置する。

##### 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。
- ・石油系燃料やLPガス等の貯蔵設備を設置し適正に管理する。
- ・上水道施設の耐震化を進める。
- ・農業・林業集落施設の耐震化を推進する。
- ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

##### 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- ・小型発電機を整備し適正に管理する。
- ・ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。

##### 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・上水道施設の耐震化を進める。
- ・自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。
- ・緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理に努める。
- ・水道用復旧用資材を備蓄する

##### 4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・下水道管路施設の適正な運用管理を行う。
- ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- ・小型発電機を整備し適正に管理する。



4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。</li> <li>・市道を拡幅するなどの整備を促進する。</li> <li>・道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化</li> </ul>

5 二次被害の防止
5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>・風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する。</li> </ul>
5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水池やため池の改修や点検に努める。</li> <li>・ため池ハザードマップを策定する。</li> </ul>
5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大
<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐等により森林整備・保全することで、機能の維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。</li> <li>・農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。</li> <li>・鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。</li> </ul>

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。</li> <li>・一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。</li> </ul>
6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。</li> <li>・要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。</li> <li>・各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。</li> <li>・防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。</li> <li>・学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。</li> <li>・自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。</li> </ul>

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。
- ・市道を拡幅するなどの整備を促進する。
- ・長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。
- ・交通関係、運送業者との協定の締結を図る。